

# いきいきプラン21

第9期山陽小野田市高齢者福祉計画

《 概要版 》



令和6年3月  
山陽小野田市

# 計画の策定に当たって

## 1. 計画策定の趣旨

「いきいきプラン21（第9期山陽小野田市高齢者福祉計画）」は、「高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心していきいきと暮らし続けることのできるまち」を基本理念とし、第8期計画までの進捗状況を踏まえ、介護サービス基盤の整備と地域包括ケアシステムの深化・推進に一体的に取り組んでいくため策定する計画です。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心していきいきと暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるまちづくりを目指します。

## 2. 計画の位置づけと期間

- 介護保険法に規定する「介護保険事業計画」と、老人福祉法に規定する「老人福祉計画」を一体的に策定しています。
- 「第二次山陽小野田市総合計画」、「第二次山陽小野田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画とする、本市における介護保険事業・高齢者福祉施策を計画的に推進するための基本となる計画です。
- 計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間です。

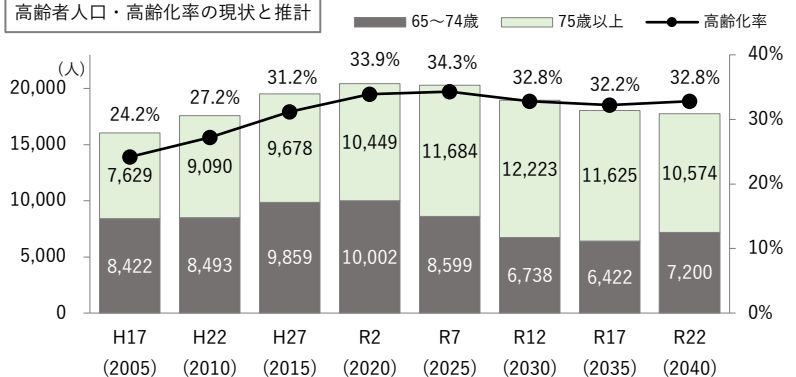
## 3. 高齢者数等の現状と推計

- 65歳以上の高齢者数は、今後緩やかに減少していく見込みです。

一方、介護ニーズの高い75歳以上の後期高齢者数は令和12年頃まで増加することが見込まれます。

H17~R2は国勢調査、R7以降は山陽小野田市人口ビジョンの推計値を基にして独自に推計した人口推計。

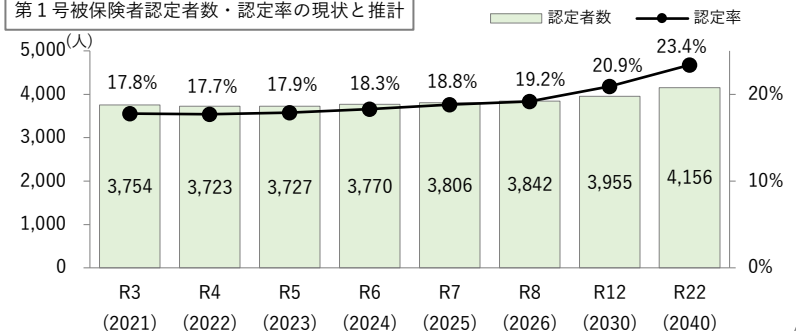
高齢者人口・高齢化率の現状と推計



- 後期高齢者数の増加等に伴い本市の要介護・要支援認定者数は増加することが見込まれます。

R3~R5は介護保険事業状況報告月報、R6以降は山陽小野田市人口ビジョンの推計値を基にして独自に推計した人口推計。

第1号被保険者認定者数・認定率の現状と推計



# 計画の基本的考え方

## 1. 基本理念

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、  
安心していきいきと暮らし続けることのできるまち

## 2. 基本目標と施策体系

基本目標	基本事業
<b>【基本目標 1】</b> 生涯現役社会づくりの 推進	1. 高齢者の地域、ボランティア活動への参加促進事業 2. 高齢者の活動拠点の確保・生きがいづくり推進事業 3. 老人福祉作業所維持整備事業
<b>【基本目標 2】</b> 高齢になっても住みよ い地域づくり	1. 地域包括支援センター運営事業 2. 在宅医療・介護連携推進事業 3. 生活支援サービスの体制整備事業 4. 権利擁護推進事業 5. 高齢者の居住、生活環境の整備事業
<b>【基本目標 3】</b> 介護予防の推進	1. 高齢者の介護予防事業 2. 介護予防・日常生活支援総合事業
<b>【基本目標 4】</b> 認知症施策の推進	1. 認知症施策推進事業
<b>【基本目標 5】</b> 介護（予防）サービスの 充実	1. 介護保険給付事業 2. 地域密着型サービス事業
<b>【基本目標 6】</b> 介護保険の円滑な運営	1. 介護給付・介護サービス適正化事業 2. 介護保険管理事業

# 基本目標ごとの施策

## 基本目標 1 生涯現役社会づくりの推進

(計画 P38~)

心身の健康を保ち誰もが笑顔で年を重ねていけるスマイルエイジングに積極的に取り組むことにより、健康寿命の延伸を目指し、高齢者がいきいきと自分らしく暮らすことができるよう、社会参加や地域貢献など様々な分野で活躍できる環境づくりを進め、生涯現役社会づくりを推進します。

### 【指標】

指 標	現状 R5(2023)年度	目標 R8(2026)年度
生きがいがある人の割合	49.8%	60%
現在の健康状態（とてもよい、まあよいの割合）	68.5%	70%

(1) 高齢者の地域、ボランティア活動への参加促進事業

(2) 高齢者の活動拠点の確保・生きがいづくり推進事業

(3) 老人福祉作業所維持整備事業

◆ 関係機関と連携し、地域における福祉活動の情報発信や支援に努め、ボランティア活動の機会と場の提供、高齢者が生きがいを持って活動する場の確保と事業の充実に努めます。

◇ 介護支援ボランティアや老人クラブ等が実施する活動に参加するメリットを周知する等、潜在的な参加希望者やお世話役の候補者を実際の活動に繋げていけるよう取り組んでいきます。

※ ◆は事業の概要、◇は主な今後の方針を示します。以下、同じ。

## 基本目標 2 高齢になっても住みよい地域づくり

(計画 P41~)

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を実現できるよう、地域の多様な主体による生活支援を確保できるよう、高齢者の相談支援体制の強化を図るとともに、医療・介護の多職種連携により在宅介護を支える体制の充実に努めます。

### 【指標】

指 標	現状 R5(2023)年度	目標 R8(2026)年度
地域包括支援センターを知っている人の割合	27.2%	35%
家族や友人知人以外で何かあったときに相談する相手が地域包括支援センターと回答した人の割合	14.6%	20%
成年後見制度を知っている人の割合	43.5%	50%
人生の最終段階における介護・医療について考えたことがある人の割合	56.2%	60%

**(1) 地域包括支援センター運営事業**

- ◆ 高齢者が地域で安心して生活を継続できるよう、高齢者に対する様々な相談を受け、適切なサービス等につなぎ、継続的かつ専門的に支援を行うために地域包括支援センターの機能を充実させています。
- ◇ 今後高齢化が一層進む中で、高齢者が高齢者を介護する老々介護が増えていくことが予測されます。更に認知症高齢者の家族、ヤングケアラーなどの家族介護者支援、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことが期待されることも踏まえ、高齢者だけでなく、経済的困窮者、単身・独居者、障がい者、ひとり親家庭やこれらが複合したケースなどに対応するため、生活困窮分野、障がい分野や児童福祉分野など他分野と連携促進を図っていくことが重要です。このようなニーズに対応し適切にその役割を果たすために、地域包括支援センターにおける体制や環境の整備を進めていきます。

**(2) 在宅医療・介護連携推進事業**

- ◆ 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護提供体制の構築を推進するために、医療や介護施設等関係機関と、地域における現状と課題の抽出、対応可能な解決策の協議を行うとともに、医療・介護関係者の情報共有の支援や、地域住民や医療・介護関係者に向けた研修、普及啓発を行っています。
- ◇ 医療や介護が必要な高齢者を地域で支えるため、研修会等を通して医療・介護関係者との顔の見える関係づくりを進め、連携体制を強化するとともに、取組内容について市民への周知を行います。

**(3) 生活支援サービスの体制整備事業**

- ◆ 高齢者世帯や認知症高齢者の増加が見込まれる中、地域における多様な日常生活上の支援体制の充実や高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることが求められています。
- ◇ 今後、高齢化と人口減少が見込まれる中、住み慣れた地域でその人らしい生活を続けることができるよう、地域の動きと連携しながら、各地域のニーズに応じた支え合いの仕組みや居場所づくりを推進していきます。

**(4) 権利擁護推進事業**

- ◆ 高齢者が、住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう、高齢者虐待防止対策の推進と成年後見利用促進に向けた取組などを通して、高齢者の権利擁護を推進します。
- ◇ 山陽小野田市成年後見基本計画に基づき、成年後見センターを中心として、市民への制度の周知と理解を促すとともに、誰もが安心して成年後見制度を利用できる仕組みの整備と、関係機関と連携して権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。

**(5) 高齢者の居住、生活環境の整備事業**

- ◆ 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らし続けることができるよう、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等に対する生活支援等の事業を行います。
- ◇ 安心相談ナースホン等高齢福祉サービスについては、一般市民も含めた制度の周知を行い、利用者数の増加に努めていきます。

高齢になっても自分らしく健やかに生活を送ることができるよう、要支援・要介護状態になる前段階から、効果的な介護予防への取組を推進するとともに、ICTの活用による業務の効率化や情報連携により介護予防・重度化防止への取組を推進します。

また、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を行うために、高齢者保健事業と介護予防を一体的に実施するよう努めます。

【指標】

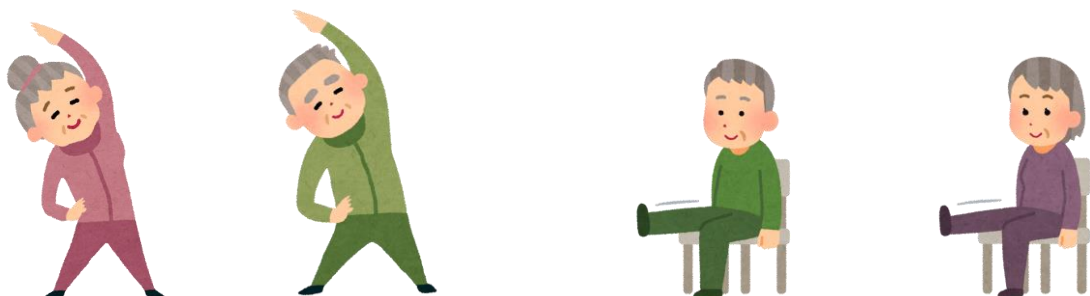
指 標	現状 R5(2023)年度	目標 R8(2026)年度
転倒リスクのある人の割合	40.7%	30%
認知機能低下リスクのある人の割合	42.9%	35%
普段運動をしている人の割合	51.0%	60%
自分の歯は20本以上、かつ入れ歯の利用なしと回答した人の割合	27.4%	30%

(1) 高齢者の介護予防事業

- ◆ 第1号被保険者を対象に、自立支援・介護予防に関する普及啓発、住民運営通いの場の充実、リハビリ専門職等との連携を含めた介護予防の推進、ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加の促進などさまざまな介護予防に関する事業を行っています。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症の影響が引き起こす健康二次被害を減らすために、地域包括支援センターにおける総合相談業務や訪問活動、医療・介護の関係機関や民生児童委員等との連携により、支援が必要な高齢者の早期把握に努め介護予防活動へつなげます。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

- ◆ 介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業では、訪問型サービスや通所型サービスなどを提供しています。このサービスは、要支援認定を受けた人や、基本チェックリストにおいて事業が必要と判定された人が利用することができます。
- ◇ 多様なサービスの提供体制の確保のため、サービス提供事業所等関係機関と協議し、高齢者の介護予防・自立支援に、より効果的なサービス提供体制の充実に取り組みます。



## 基本目標 4 認知症施策の推進

(計画 P59~)

認知症は誰もがなりうることを踏まえ、認知症への理解を促進し、認知症の人やその家族の視点を大切にしながら、認知症になっても希望を持ってその人らしく暮らすことのできる地域づくりを推進します。

### 【指標】

指 標	現状 R5(2023)年度	目標 R8(2026)年度
認知症に関する相談窓口を知っている人の割合	28.1%	40%

### (1) 認知症施策推進事業

- ◆ 高齢化の進展により、認知症高齢者も増加が見込まれています。認知症は誰もがなりうることから、認知症になっても尊厳が保たれ、希望を持って暮らすことのできる地域づくりに向け、認知症への正しい理解の促進や、認知症の人とその家族への支援体制の構築、適切な医療・福祉サービス提供体制の整備などを進めるとともに、認知症予防への取組を推進します。  
また、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の理念を踏まえ、認知症の人を含めた地域住民一人ひとりがお互いを尊重しつつ支え合う、共生社会の実現を推進します。
- ◇ 認知症サポーター養成講座等を通じて、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を促進し、地域の見守り体制を構築することで、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けられるよう、認知症バリアフリーの推進を図ります。また、認知症の本人ミーティングなどを通して、本人発信の支援を行います。

## 基本目標 5 介護（予防）サービスの充実

(計画 P61~)

高齢化が進展する中で、要介護・要支援認定者が、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自分らしく生活を送ることができるよう、要介護・要支援認定者や介護者のニーズに基づき、介護サービスの提供体制の充実を図るとともに、安定的な介護サービスの供給体制の確保を行います。

### 【指標】

指 標	現状 R5(2023)年度	目標 R8(2026)年度
介護サービス事業所に対する実地指導の年間実施件数	26件	33件

### (1) 介護保険給付事業

### (2) 地域密着型サービス事業

- ◇ 要介護状態になっても、安心して生活を送ることができるよう、利用者本人や介護者のニーズに応じ、自立支援や運動機能向上・認知症予防対策に重点を置いた総合的なケアマネジメントによる効果的な介護サービスが提供できるように取り組みます。
- ◇ 事業所への指導については、集団指導と運営指導を効果的に組み合わせ、総合的かつ重点的な指導監督が行われるように取り組んでいきます。

## 基本目標 6 介護保険の円滑な運営

(計画 P64~)

介護保険サービスの円滑な運営には、被保険者の適切な管理を行う必要があります。このため、対象者の把握等、管理体制の強化を図り、適切な介護保険料の賦課と徴収対策の強化を行うことにより、安定した財源の確保と公平な負担を推進し、被保険者の安心と信頼の確保を目指します。

### 【指標】

指 標	現状 R5(2023)年度	目標 R8(2026)年度
介護保険料現年度収納率	99.63%	99%を維持
ケアプラン及び介護サービス提供の適正化件数（ケアプラン点検件数）	350件	430件

### (1) 介護給付・介護サービス適正化事業

### (2) 介護保険管理事業

- ◇ 介護サービスの適正化を図り、過不足のない適切な介護サービスが提供されるよう取り組んでいきます。
- ◇ 介護報酬が適正に請求されるには、ケアマネジャーや介護サービス事業所が介護保険制度や報酬改定の内容を把握する必要があるため、ケアマネジャー連絡会や地域密着型サービス事業所集団指導等を通じて、必要な情報を提供していきます。
- ◇ 要介護・要支援認定は、国で定められた基準で判定する必要があります。認定調査員、要介護認定審査員に対する研修を行い、資質の向上を図り、公平かつ適正な判定に努めます。

## その他の施策

(計画 P69~)

### 1 高齢者の住まいの安定的な確保

住まいは地域包括ケアシステムの基礎であり、地域において生活のニーズに合った住まいが提供されることが、医療や介護等のサービスが提供される前提であることから、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる、高齢者の住まいの安定的な確保に取り組みます。

### 2 介護人材の確保及び介護現場の生産性向上

団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)には、85歳以上人口の急速な増加も見込まれています。一方で、生産年齢人口は減少傾向にあり、介護現場全体の人手不足が予測されることから、介護人材確保や業務の効率化へ取り組めます。

### 3 災害対策に係る体制整備

近年の災害の発生状況を踏まえ、災害発生時に適切な対応ができるよう、普及啓発に努めるとともに、防災部門などの関係機関と連携して、災害時の備えに取り組めます。

### 4 感染症対策に係る体制整備

新型コロナウイルス感染症等を踏まえ、感染予防対策の周知を行うとともに、感染拡大防止対策について関係機関と連携して取り組めます。



# 介護保険事業計画における見込み

## 1. 介護保険事業と介護サービス給付費の見込み

- 現在介護サービスや介護予防サービスは不足なく提供できていますが、今後も75歳以上の後期高齢者人口は増加が見込まれます。また、団塊の世代が75歳となる令和7年(2025年)以降は、要介護・要支援認定者が増加し、それに伴い介護ニーズや介護給付費の増加も見込まれます。  
これらの課題に対し、第1号被保険者の介護保険料の負担軽減に配慮しつつ、必要な人に過不足なく、効率的・効果的に介護サービスが提供されるよう、保険者としてより積極的に自立支援、重度化防止や介護予防活動への取組と介護サービスの適正化の取組が必要となります。
- 本計画期間中に新たな施設整備の予定はありません。既存の施設により在宅継続の困難な人に対するサービス提供を行うとともに、医療ニーズの高い人の在宅生活の継続を支援し、介護者の負担増加による介護離職の防止に努めます。

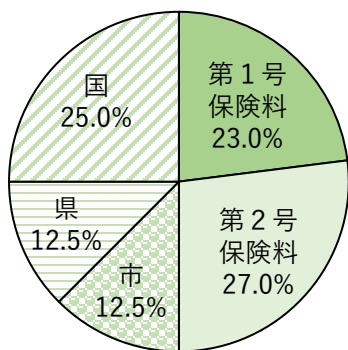
### 総介護給付費見込み

	第8期			第9期		
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
総介護給付費 見込額	5,717,057 千円	5,690,343 千円	5,771,208 千円	6,189,880 千円	6,294,337 千円	6,404,909 千円

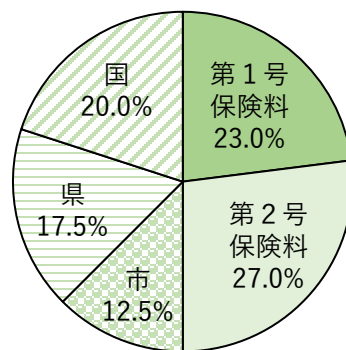
R4以前は決算値、R5以降は要支援・要介護認定率等の将来推計を基にした推計値。

## 2. 介護サービス給付費等の財源

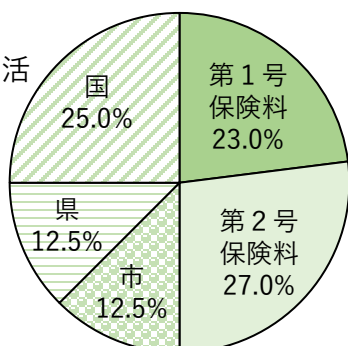
### 居宅サービス



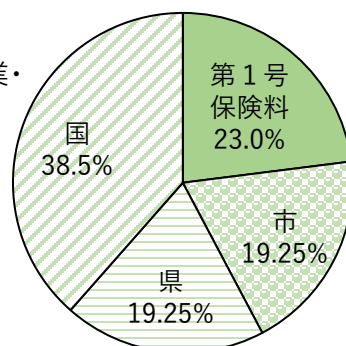
### 施設サービス



### 地域支援事業 介護予防・日常生活 支援総合事業



### 地域支援事業 包括的支援事業・ 任意事業



### 3. 第1号被保険者の介護保険料（令和6年度～令和8年度）

	令和6年度 ～令和8年度
月額基準額	5,500円

保険料段階		該当者		年額 保険料
第1段階	基準額 ×0.285	世帯全員が市 民税非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下	18,810円
第2段階	基準額 ×0.45		課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円を超え120万円以下	29,700円
第3段階	基準額 ×0.685		課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120万円を超える	45,210円
第4段階	基準額 ×0.9	世帯内に市民 税課税者がい る場合	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下	59,400円
第5段階	基準額 ×1.0		課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円を超える	66,000円
第6段階	基準額 ×1.1	本人が市民税 課税	合計所得金額が120万円未満	72,600円
第7段階	基準額 ×1.3		合計所得金額が120万円以上210万円未満	85,800円
第8段階	基準額 ×1.5		合計所得金額が210万円以上320万円未満	99,000円
第9段階	基準額 ×1.7		合計所得金額が320万円以上420万円未満	112,200円
第10段階	基準額 ×1.9		合計所得金額が420万円以上520万円未満	125,400円
第11段階	基準額 ×2.1		合計所得金額が520万円以上620万円未満	138,600円
第12段階	基準額 ×2.3		合計所得金額が620万円以上720万円未満	151,800円
第13段階	基準額 ×2.4		合計所得金額が720万円以上	158,400円





スマイルシティ山陽小野田